

第84回国民スポーツ大会
第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会

第5回常任委員会



令和7年3月13日（木）

会場：サンラポーむらくも 瑞雲の間



島根県観光キャラクター「しまねっこ」

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会
第5回常任委員会 次第

日時：令和7年3月13日(木)13:30～14:45

場所：サンラポーむらくも 瑞雲の間

1 開 会

2 報 告

- 報告事項1 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会 常任委員会 副委員長及び常任委員の変更 P 2
- 報告事項2 これまでの大会準備経過 P 3
- 報告事項3 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会決定事項（第5回総会決定） P 7
- 報告事項4 各専門委員会の審議結果 P 8
- 報告事項5 イメージソングの取組状況 P11
- 報告事項6 第84回国民スポーツ大会 開催申請について P15
- 報告事項7 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
募金・企業協賛基本方針 P16
- 報告事項8 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
募金基本計画 P17

3 議 事

- 第1号議案 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会専門委員会規程の一部改正（案） P20
- 第2号議案 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
開催準備総合計画改正（案） P26
- 第3号議案 第84回国民スポーツ大会 公開競技会場地市町村第1次選定(案) P31
- 第4号議案 第84回国民スポーツ大会
デモンストラーションスポーツ実施競技及び会場地市町村第1次選定（案） P34

○第5号議案	第29回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村第2次選定 (案)	P36
○第6号議案	第84回国民スポーツ大会 記録業務基本方針 (案)	P37
○第7号議案	第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 式典基本方針 (案)	P38
○第8号議案	第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針 (案)	P39
○第9号議案	第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本計画 (案)	P41
○第10号議案	第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針 (案)	P45
○第11号議案	第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画 (案)	P46
○第12号議案	第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本方針 (案)	P48
○第13号議案	第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本計画 (案)	P49

4 閉 会

1 報 告

**第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会 常任委員会 副委員長及び常任委員の変更**

令和6年3月14日から令和7年3月13日までの間における副委員長及び常任委員の変更については、次のとおりである。

1 副委員長

(順不同・敬称略)

機関・団体名及び役職	新任者	前任者	変更年月日
島根県議会議長	中島 謙二	園山 繁	令和6年6月10日
島根県副知事	石原 恵利子	松尾 紳次	令和6年4月1日

2 常任委員

(順不同・敬称略)

機関・団体名及び役職	新任者	前任者	変更年月日
島根県議会副議長	生越 俊一	山根 成二	令和6年6月10日
島根県政策企画局長	井手 久武	石原 恵利子	令和6年4月1日
島根県地域振興部長	木次 淳	藤井 洋一	令和6年4月1日
島根県環境生活部長	美濃 亮	西村 秀樹	令和6年4月1日
島根県商工労働部長	石橋 睦郎	新田 誠	令和6年11月22日
島根県土木部長	今岡 幸延	五十川 泰史	令和6年4月1日
島根県企業局長	高宮 正明	三島 正司	令和6年4月1日
島根県病院局長	勝部 恵治	井手 久武	令和6年4月1日
島根県警察本部長	丸山 直紀	中井 淳一	令和6年7月8日
島根県市議会議長会会長	吉金 隆	福原 宗男	令和6年4月4日
島根県レクリエーション協会会長	原 拓也	岡並 弘	令和6年4月1日
島根県小学校体育連盟会長	杉原 孝尚	川田 勝巳	令和6年5月24日
島根県小学校長会会長	安達 利幸	玉木 康之	令和6年4月26日
島根県中学校長会会長	神谷 祥久	池田 浩	令和6年4月1日
島根県公立高等学校長協会会長	伊藤 康子	木原 和典	令和6年4月1日
公益財団法人島根県老人クラブ連合会会長	原 洋子	安達 伸次	令和6年6月25日
公益財団法人ふるさと島根定住財団理事長	藤井 洋一	穂葉 寛佳	令和6年6月19日
公益社団法人日本青年会議所中国地区島根ブロック協議会会長	木下 淳	天野 真	令和7年1月1日

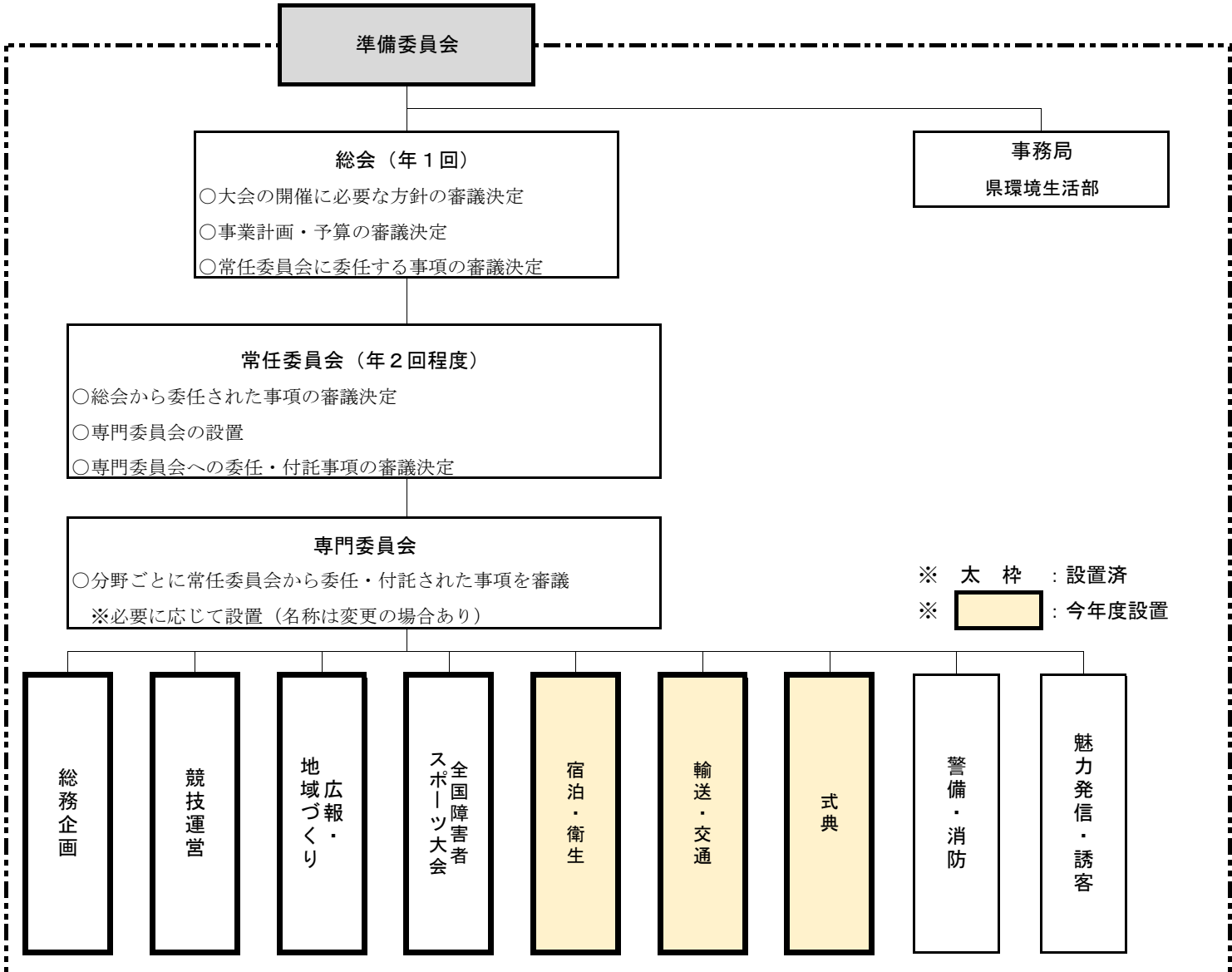
これまでの大会準備経過

年 月 日	内 容
平成30年 9月3日	(公財) 島根県体育協会が理事会・臨時評議員会で、第84回(2029年)国民体育大会招致を決議
9月10日	(公財) 島根県体育協会が、第84回(2029年)国民体育大会招致に関する要望書を、(公財) 島根県障害者スポーツ協会が第29回(2029年)全国障害者スポーツ大会招致要望書を、それぞれ県、県議会、県教育委員会に提出
9月26日	県議会が「第84回国民体育大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
10月25日	知事が県議会全員協議会において、両大会を2029年に招致することを表明
11月7日 11月8日	県、(公財) 島根県体育協会、県教育委員会が連名で、開催要望書を(公財) 日本スポーツ協会と文部科学省に提出
12月13日	(公財) 日本スポーツ協会国体委員会において、第84回(2029年)国民体育大会の島根県開催が了承
平成31年 1月16日	(公財) 日本スポーツ協会理事会において、第84回(2029年)国民体育大会の島根県開催が内々定
令和元年 10月1日	島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会検討懇話会を設置、3回にわたり会議を開催
令和2年 6月3日	島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会検討懇話会の提言書を岸本強座長より知事に提出
9月25日	公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省・スポーツ庁及び鹿児島県の4者が鹿児島国体及び鹿児島大会を令和5年に開催することを決定し、これにより本県で開催予定の第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会を令和12年に1年延期することが決定
10月2日	第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会設立総会・第1回総会を開催
令和3年 3月22日	準備委員会第1回常任委員会を開催
7月29日	準備委員会第1回総務企画専門委員会を開催
9月7日	準備委員会第1回広報・機運醸成専門委員会を開催

年 月 日	内 容
令和3年 10月7日	準備委員会第2回総務企画専門委員会を開催
10月12日	準備委員会第2回常任委員会を開催
令和4年 2月16日	準備委員会愛称・スローガン選定部会を開催
3月7日	準備委員会第2回広報・機運醸成専門委員会を開催
3月11日	準備委員会第3回総務企画専門委員会を開催
3月11日	準備委員会第1回競技運営専門委員会を開催
3月16日	準備委員会第2回総会を開催
10月20日	準備委員会第3回広報・機運醸成専門委員会を開催
12月7日	準備委員会第4回総務企画専門委員会を開催
12月16日	準備委員会第3回総会を開催
令和5年 1月17日	準備委員会第2回競技運営専門委員会を開催
2月17日	準備委員会第5回総務企画専門委員会を開催（書面開催）
3月9日	準備委員会第3回常任委員会を開催（書面開催）
7月11日	準備委員会第1回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催
7月14日	準備委員会第4回総会を開催（書面開催）
7月27日	準備委員会第1回広報・地域づくり専門委員会を開催
9月4日	準備委員会第6回総務企画専門委員会を開催
令和6年 2月6日	準備委員会第2回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催
2月9日	準備委員会第3回競技運営専門委員会を開催（書面開催）
3月6日	準備委員会第7回総務企画専門委員会を開催
3月14日	準備委員会第4回常任委員会を開催

年 月 日		内 容
令和6年	5月30日	準備委員会第2回広報・地域づくり専門委員会を開催
	6月25日	準備委員会第8回総務企画専門委員会を開催
	7月3日	準備委員会第5回総会を開催
	10月17日	準備委員会第1回宿泊・衛生専門委員会を開催
	12月17日	準備委員会第4回競技運営専門委員会を開催
	12月20日	準備委員会第1回輸送・交通専門委員会を開催
令和7年	1月29日	準備委員会第3回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催
	2月3日	準備委員会第3回広報・地域づくり専門委員会を開催
	2月6日	準備委員会第1回式典専門委員会を開催
	2月13日	準備委員会第9回総務企画専門委員会を開催

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会 組織図



※ 太 枠 : 設置済
※ : 今年度設置

総 会	大会開催に係る根幹的事項の審議・決定を行う最高機関 開催基本方針、会則の制定、事業計画、予算・決算、常任委員会への委任事項等
常 任 委 員 会	実質的な施策の審議・決定を行う機関 総会から委任された事項（開催基本計画、会場地市町村・実施予定競技の選定等）の審議決定
専 門 委 員 会	専門的な施策の審議・調査を行う機関（必要に応じて設置） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務企画 総合計画、会場地市町村の選定、施設整備方針、施設基準、募金・企業協賛等 ・ 競技運営 実施競技選択方針、運営計画、競技役員養成、用具の整備等 ・ 広報・地域づくり 広報基本方針、名称、シンボルマーク、マスコット等の制定、県民活動基本方針、地域連携の推進等 ・ 全国障害者スポーツ大会 大会の開催準備 ・ 宿泊・衛生 宿舎・配宿、食事・弁当、医療救護対策、防疫、食品・環境等 ・ 輸送・交通 全国輸送、総合開会式の輸送、競技会場地等の輸送計画等 ・ 式典 開・閉会式、式典演技、式典音楽の計画等 ・ 警備・消防 開・閉会式、競技会場の警備、消防防災対策 ・ 魅力発信・誘客 県外からの誘客につなげる歴史・自然・文化など地域資源の整理等

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会決定事項

【別冊資料参照】

○第5回総会（令和6年7月3日）

- ・令和5年度事業報告
- ・令和5年度収支補正予算（第2号）（会長専決処分）
- ・令和5年度収支決算
- ・島根県準備委員会専門委員会規程改正
- ・開催準備総合計画改正
- ・令和6年度暫定収支予算（会長専決処分）
- ・令和6年度事業計画
- ・令和6年度収支予算
- ・「島根かみあり国スポ・全スポ」イメージソング制作方針について
- ・県民運動に向けた方針について

各委員会の会議資料については、以下県のHP配下にPDFファイルをアップしています。

【島根県 HP】

くらし > 文化・スポーツ > スポーツ > 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 > 準備委員会

https://www.pref.shimane.lg.jp/life/bunka/sports/dai84kaikokusupo_dai29kaisyouspo/junbiiinkai/

（右記 QR コードも同様のページへ遷移します。）



各専門委員会の審議結果

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会会則第13条第2項の規定に基づき、第4回常任委員会以降の各専門委員会の審議結果について下記のとおり報告する。

○総務企画専門委員会

〔第8回〕

開催日時 令和6年6月25日（火）

- 審議事項 (1) 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会専門委員会規程の一部改正（案）
- (2) 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会開催準備総合計画改正（案）

審議結果 原案のとおり承認

〔第9回〕

開催日時 令和7年2月13日（木）

- 審議事項 (1) 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
開催準備総合計画改正（案）
- (2) 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
募金・企業協賛基本方針（案）
- (3) 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
募金基本計画（案）
- (4) 第84回国民スポーツ大会 公開競技会場地市町村第1次選定（案）
- (5) 第84回国民スポーツ大会
デモンストレーションスポーツ実施競技及び会場地市町村第1次選定（案）
- (6) 第29回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村第2次選定（案）

審議結果 審議事項 (1) (4) (5) (6)について原案のとおり承認
審議事項 (2) (3)について意見を踏まえ、一部文言を修正・追加

○広報・地域づくり専門委員会

〔第2回〕

開催日時 令和6年5月30日（木）

審議事項 (1) 「島根かみあり国スポ・全スポ」イメージソング制作方針について(案)
(2) 県民運動に向けた方針について（案）

審議結果 原案のとおり承認

〔第3回〕

開催日時 令和7年2月3日（月）

審議事項 なし

○競技運営専門委員会

〔第4回〕

開催日時 令和6年12月17日（火）

審議事項 (1) 第84回国民スポーツ大会競技用具整備要項（案）
(2) 第84回国民スポーツ大会記録業務基本方針（案）
(3) 第84回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項（案）
(4) 第84回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施競技第1次選定（案）

審議結果 原案のとおり承認

○宿泊・衛生専門委員会

〔第1回〕

開催日時 令和6年10月17日（木）

審議事項 (1) 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
宿泊基本方針（案）
(2) 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
宿泊基本計画（案）
(3) 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
医事・衛生基本方針（案）
(4) 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
医事・衛生基本計画（案）
(5) 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
宿泊・衛生専門委員会部会設置要綱（案）

審議結果 審議事項 (1) (3) (4)について原案のとおり承認
審議事項 (2) (5)について意見を踏まえ、一部文言を修正・追加

○輸送・交通専門委員会

〔第1回〕

開催日時 令和6年12月20日（金）

審議事項 (1) 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
輸送・交通基本方針（案）
(2) 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
輸送・交通基本計画（案）

審議結果 原案のとおり承認

○式典専門委員会

〔第1回〕

開催日時 令和7年2月6日（木）

審議事項 (1) 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
式典基本方針（案）

審議結果 意見を踏まえ、一部文言を修正・追加

○全国障害者スポーツ大会専門委員会

〔第3回〕

開催日時 令和7年1月29日（水）

審議事項 (1) 第29回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村第2次選定（案）

審議結果 原案のとおり承認

イメージソングの取組状況

1. 全国公募の実施

① 期間

- ・ 9月24日に全国公募の情報を告知
- ・ 応募期間は10月10日～12月10日
(当日消印有効)

② 内容

- ・ 愛称、スローガンをイメージできるもの(大会後も使用できるもの)
- ・ 幅広い年齢層の方に分かりやすく、覚えやすい、そして口ずさみたくなる歌詞やメロディ
- ・ 日々挑戦する人たちを応援するもの



③ 応募資格

- ・ プロ・アマ、個人・グループ問わず応募可能

2. 各種広報媒体を活用し広報実施

① インターネットを活用した広報

大会HP、SNS、Googleディスプレイ広告、公募サイト

② テレビ、ラジオCMによる広報

テレビCMでは、しまねっこと吉田くんを活用

YouTube(大会HPへの埋め込み)、SNS、日比谷しまね館のデジタルサイネージと幅広い用途で活用

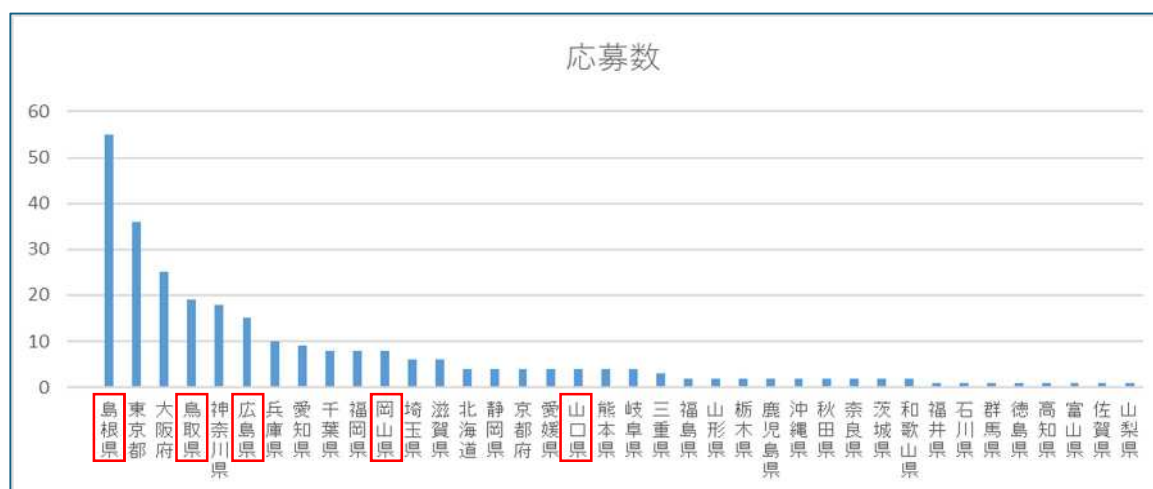
③ ポスターによる広報

イオン、コンビニ等の商業施設や、県内の高校、大学へも掲示

※特に大学生には、大学側から学生個人あてにメールによる周知を実施
学生への大会認知度向上につながったのではないかと考えている。

3. 募集結果

全国 38 都道府県から 280 曲 の応募。内、島根県からの応募は最多 55 曲。



- ・東京、大阪、神奈川と大都市が並ぶ中、鳥取、広島からの応募も多数あり。
- ・年齢は、10代～90代と幅広い年齢層。
- ・応募者の性別に大きな偏りはなかった。

4. 採用楽曲決定・発表までの流れ

- ① 280 曲の楽曲の絞り込み作業を実施。10～20 曲程度まで絞り込む。
- ② 絞り込まれた楽曲を WEB サイト上に公開、視聴者投票を行う
 - ・ 視聴して気に入った楽曲（最大 3 曲）を視聴者が投票する。
 - ・ 視聴者の属性情報（性別、年代）に加え、選んだ楽曲の感想を記入可能とする。
- ③ 選定部会を設置し、最終選考を実施。
 - ・ 視聴者投票結果を参考情報として利用。
- ④ 広報・地域づくり専門委員会で報告の上、来年度の総会場で発表予定。

5. 歌唱者

【先催県の状況】

都道府県	制作方法	歌唱者	曲名	その他
愛媛県	公募	水樹 奈々	えがおは君のためにある	県出身(声優・歌手)
福井県	特定人	CHASO	君が最高に輝くように	—
三重県	公募	野田 愛実	未来に響け	県出身(歌手)
茨城県	公募	磯山 純	そして未来へ	県出身 (シンガーソングライター)
栃木県	公募	サトウ ヒロコ	いちご一会	県出身 (シンガーソングライター)
鹿児島県	特定人	辛島 美登里	ゆめ ～KIBAIYANSE～	県出身 (シンガーソングライター)
佐賀県	特定人	鷺尾 伶菜	Batons ～キミの夢が叶う時～	県出身(歌手)
滋賀県	特定人	Yokko	シャイン!!	県出身 (手話シンガーソングライター)
青森県	公募	りんご娘	翔ける未来へ	県出身(ご当地アイドル)
宮崎県	公募	ひなたサイン	ヒナタの力	県出身 大会のために構成された特別バンド(女性2名、男性1名)

- ・ 歌唱者は、先催県では県出身者が選定されている。県内居住有無は関係ない。
- ・ 歌唱者は1人・グループが主流であったが、宮崎県が大会に向けバンドを特別に結成する仕掛けを実施。
- ・ 開・閉会式では、ご本人を呼び会場で歌唱し、盛り上げている。

6. 活用例

会期前	<ul style="list-style-type: none"> ・ TV やラジオ等での CM、広報や報道の際の BGM ・ イメージソングに合わせたダンスの制作 ・ 各種イベント等での演奏や歌唱 ・ 庁舎内、企業内での放送、公共機関等での館内放送や BGM ・ 部活等の練習時、リハーサル大会の競技会場での放送 等
会期中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開・閉会式(式典前演技等での披露、選手入場 BGM) ・ 競技会場での放送 ・ 庁舎内、企業内での放送、公共機関等での館内放送や BGM 等
会期後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内のスポーツイベントでの活用 等

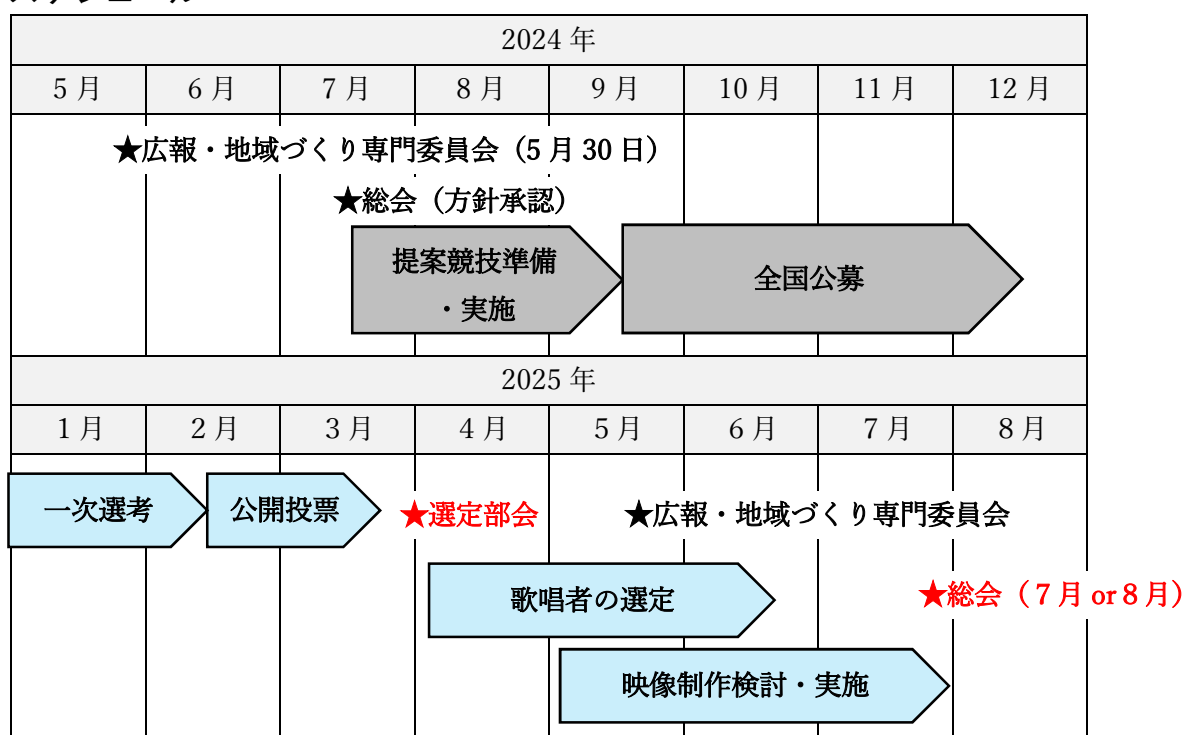
7. 動画制作

決定した楽曲とともに活用する動画を制作する。

先催県では大会開催までのところで複数パターンの動画を制作されている。

都道府県	制作動画	概要
滋賀県 2021年 発表	ミュージックビデオ	<ul style="list-style-type: none"> ・歌唱者とマスコットキャラクター ・撮影場所は会場地と思われる場所
	手話バージョン	<ul style="list-style-type: none"> ・手話を中心とした映像
	プロモーションビデオ	<ul style="list-style-type: none"> ・歌唱者、マスコットキャラクターに加え、競技団体や高校生が出演 ・実際の競技シーンを中心にまとめている
青森県 2020年 発表	PR 動画	<ul style="list-style-type: none"> ・歌唱者を中心に、途中選手のインタビューや競技シーンを入れている ・撮影場所は、陸上競技場をメイン
	手話バージョン	<ul style="list-style-type: none"> ・手話を中心とした映像
	ダンスバージョン	<ul style="list-style-type: none"> ・歌唱者がダンスとともに歌唱 ・撮影場所は競技会場地
宮崎県 2024年 発表	メイキング映像	<ul style="list-style-type: none"> ・バンドメンバーを中心にした映像 ・メイキング映像のため、映像制作過程の様子がまとめられている。

8. スケジュール



第84回国民スポーツ大会 開催申請について

1 趣旨

日本スポーツ協会が規定する大会開催基準要項に基づき、開催5年前（令和7年6月）に開催申請の手続きを行う。

2 開催申請について

(1) 開催申請の位置づけ

大会開催基準要項により、開催県は開催5年前に開催申請書を提出し、開催申請を行うこととされている。令和7年7月に予定されている日本スポーツ協会理事会において開催申請が承認されると「開催内定」となる。

(2) 開催申請の主体

島根県知事、島根県教育委員会教育長、（公財）島根県スポーツ協会会長の連名で、（公財）日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣あてに提出する。

(3) 提出書類

開催申請書及び添付書類

（添付書類）

県議会決議書、実施予定競技、会場地・施設概要、予算計画、宿泊可能数

3 開催に向けた手続き

これまで	平成30年9月	国体招致に関する県議会決議
	平成30年11月	開催要望書の提出
	平成31年1月	開催内々定
開催5年前	令和7年6月	開催申請
	令和7年7月	開催内定
開催3年前	令和9年9月までに	開催決定
開催前年	令和11年	リハーサル大会
開催年	令和12年	本大会

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
募金・企業協賛基本方針

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会（以下「大会という。」）を島根県において開催するにあたり、大会の周知と機運の醸成を図り、円滑な開催に資するため、県内外から幅広く協力を得て、次のとおり募金・企業協賛を実施する。

1 募金

大会周知のための広報活動や、来場者のおもてなしなどの県民参加の取組、また、大会を契機としたスポーツ振興を多くの方に支えていただくため、県内外の個人、企業及び団体を対象として、寄附金を募るものとする。

2 企業協賛

大会周知のための広報活動や、大会の準備・運営を支えていただくため、県内外の企業・団体を対象として、協賛金及び物品、役務等を募るものとする。

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
募金基本計画

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会の募金については「第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会募金・企業協賛基本方針」に基づき、次のとおり推進する。

1 募金の名称

募金の名称は「島根かみあり国スポ・全スポ募金」（以下「募金」という。）とする。

2 募金の種類

(1) 個人募金

広報誌、各種メディア、リーフレット等を活用し、広く県民に募金を呼びかける。

(2) 企業・団体募金

個人募金と併せて、企業・団体に募金を呼びかける。

(3) 募金箱募金

各施設等に募金箱を設置し、募金を呼びかける。

(4) 募金グッズ

マスコットキャラクターを活用した募金グッズを販売し、売上金から製造及び販売に要した経費を差し引いた額を募金に充当する。

(5) その他

3 募金の期間

募金の期間は令和7年8月1日から両大会の終了する日の属する月の末日までとする。

4 募金の対象者

募金の対象者は県内外の個人、企業・団体とする。

5 募金の受け入れ

募金の受け入れは県が行うものとする。

6 募金の使途

大会周知のための広報活動や、来場者のおもてなしなどの県民参加の取組、また、大会を契機としたスポーツ振興に活用する。

7 寄附者に対する謝意表明

一定額以上の寄附者に対しては、別に定めるところにより謝意表明を実施する。

8 その他

- (1) 県は市町村及び競技団体と協力して、募金活動を推進する。
- (2) この基本計画に定めるもののほか、募金の推進に必要な事項は別に定める。

2 議 事

第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会専門委員会規程の一部改正（案）

第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会専門委員会規程を次のとおり改正する。

1 改正の理由

- 1) 第 84 回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ、第 29 回全国障害者スポーツ大会オープン競技の実施競技及び会場地市町村選定までの手続きを明確にし、各専門委員会における業務の円滑化を図るため、所要の改正を行う。
- 2) 開催準備を円滑に進めるため、「警備・消防専門委員会」を設置するため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

別紙のとおり

3 施行日

令和 年 月 日

新旧対照表

改正前			改正後		
第1条付託、第2条～第9条 [略] 別表（第2条関係）			第1条付託、第2条～第9条 [略] 別表（第2条関係）		
委員会名	付託事項	委任事項	委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 [略] 2 会場地選 定に関する こと 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略]	[略]	総務企画 専門委員会	1 [略] 2 会場地選 定に関する こと（ <u>デモ ンストレー ションスポ ーツ及びオ ープン競技 を除く</u> ） 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略]	[略]
競技運営 専門委員会	1 [略] 2 [略] 3 その他競 技運営に係る 重要な事項に 関すること	1 [略] 2 [略] 3 <u>デモン ストレー ション スポーツ に 関する こと</u> 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略]	競技運営 専門委員会	1 [略] 2 [略] <u>3 <u>デモン ストレー ション スポーツ の 実施 競技 及び 会 場 地 市 町 村 の 選 定 に 関 す る こ と</u></u> 4 その他競 技運営に係る 重要な事項に 関すること	1 [略] 2 [略] 3 <u>デモン ストレー ション スポ ーツ に 関 す る こ と</u> (<u>実施 競 技 及 び 会 場 地 市 町 村 選 定 を 除 く</u>) 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略]
広報・地域づ くり 専門委員会	[略]	[略]	広報・地域づ くり 専門委員会	[略]	[略]
全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	1 [略] 2 その他全 スポの運営 に係る重要 な事項に関 すること	[略]	全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	1 [略] 2 <u>オープン 競技の実 施 競技 及び 会 場 地 市 町 村 の 選 定 に 関 す る こ と</u> 3 その他全 スポの運営 に係る重要 な事項に関 すること	1 [略] 2 <u>オープン 競技に 関 す る こ と</u> (<u>実 施 競 技 及 び 会 場 地 市 町 村 選 定 を 除 く</u>) 3 その他全 スポの運営 に係る重要 な事項に 関すること (他の専 門委員 会の委 任事項 を除く。)

宿泊・衛生 専門委員会	[略]	[略]	宿泊・衛生 専門委員会	[略]	[略]
輸送・交通 専門委員会	[略]	[略]	輸送・交 専門委員会	[略]	[略]
式典 専門委員会	[略]	[略]	式典 専門委員会	[略]	[略]
			<u>警備・消防 専門委員会</u>	<u>1 警備、消 防及び防災 の基本的事 項に関する こと</u> <u>2 その他警 備、消防及 び防災に係 る重要な事 項に関する こと</u>	<u>1 警備、消 防及び防災 に係る計画 の推進に関 すること</u> <u>2 その他警 備、消防及 び防災に関 すること (重要な事 項を除 く。)</u>

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会専門委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類等）

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月3日から施行する。

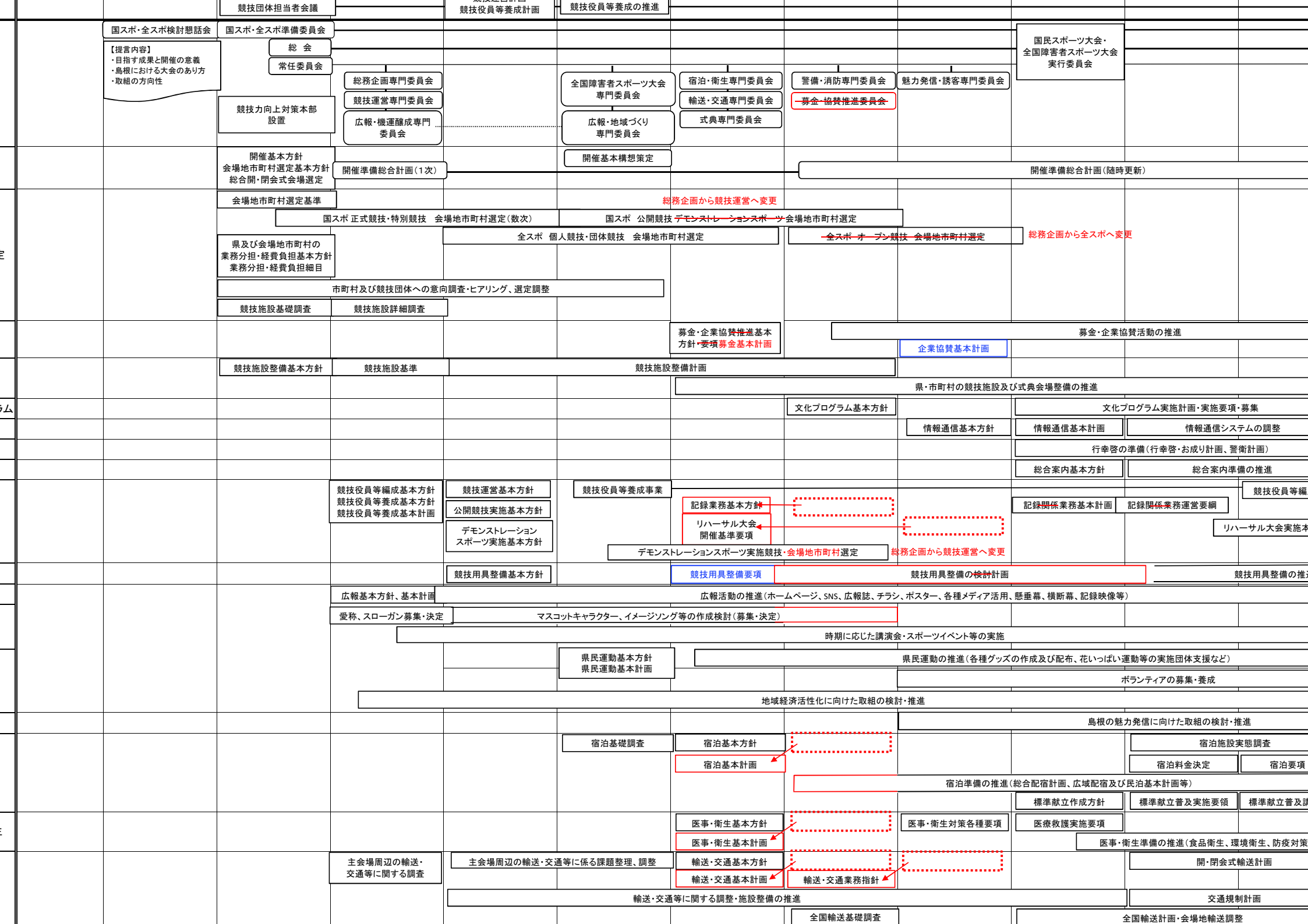
附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案に関する こと 2 会場地選定に関すること（デ モンストレーションスポーツ及びオ ープン競技を除く） 3 県及び会場地市町村の業務分 担・経費負担に関すること 4 競技施設及び関連施設の基本的 事項に関すること 5 開・閉会式会場及び関連施設の 基本的事項に関すること 6 情報通信施設の基本的事項に関 すること 7 他の専門委員会に属さない重要 な事項に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関する こと 2 文化プログラムに関すること 3 競技施設及び関連施設の調 査、調整等に関すること 4 開・閉会式会場及び関連施設 の調査、調整等に関すること 5 情報通信施設の調査、調整等 に関すること 6 募金・企業協賛に関すること 7 他の専門委員会に属さない事 項に関すること（重要な事項を 除く。）
競技運営 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営等の基本的事項に関す ること 2 実施予定競技の選択に関するこ と 3 デモンストレーションスポー ツの実施競技及び会場地市町村の選 定に関すること 4 その他競技運営に係る重要な事 項に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に 関すること 2 競技役員等の養成及び編成に 関すること 3 デモンストレーションスポー ツに関すること（実施競技及び 会場地市町村選定を除く） 4 競技用具の整備に関すること 5 リハーサル大会に関すること 6 競技記録に関すること 7 その他競技運営に関すること （重要な事項を除く。）
広報・地域づくり 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の基本的事項に関すること 2 機運醸成の基本的事項に関する こと 3 地域づくりの基本的事項に関す ること 4 その他広報、機運醸成及び地域 づくりに係る重要な事項に関する こと 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び啓発の実施に関する こと 2 機運醸成の推進に関すること 3 愛称・スローガン、マスコッ ト等に関すること 4 県民運動の推進など地域づく りに関すること 5 ボランティアの募集・養成に 関すること 6 報道機関との調整に関するこ と 7 記録映像及び記録写真に関す ること 8 その他広報、機運醸成及び地 域づくりに関すること（重要な 事項を除く。）

委員会名	付託事項	委任事項
全国障害者スポーツ大会 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 第29回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）の競技運営に係る計画の立案に関すること 2 オープン競技の実施競技及び会場地市町村の選定に関すること 3 その他全スポの運営に係る重要な事項に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全スポの競技運営に係る計画の推進に関すること 2 オープン競技に関すること（実施競技及び会場地市町村選定を除く） 3 その他全スポの運営に関すること（他の専門委員会の委任事項を除く。）
宿泊・衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊の基本的事項に関すること 2 医事・衛生の基本的な事項に関すること 3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊業務に関すること 2 食事等の提供に関すること 3 医療救護及び防疫に関すること 4 食品衛生及び環境衛生に関すること 5 その他宿泊及び医事・衛生に関すること（重要な事項を除く。）
輸送・交通 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通の基本的事項に関すること 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国輸送に関すること 2 開・閉会式の輸送に関すること 3 競技会場の輸送に関すること 4 その他輸送及び交通に関すること（重要な事項を除く。）
式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 式典の基本事項に関すること 2 その他式典に係る重要な事項に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式の企画及び運営に関すること 2 式典音楽に関すること 3 式典演技に関すること 4 大会旗及び炬火リレーに関すること 5 その他式典に関すること（重要な事項を除く。）
警備・消防 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備、消防及び防災の基本的事項に関すること 2 その他警備、消防及び防災に係る重要な事項に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備、消防及び防災に係る計画の推進に関すること 2 その他警備、消防及び防災に関すること（重要な事項を除く。）



島根がみあり国スポ全スポ2030【実施競技一覧】

国スポ実施競技

	正式競技・特別競技	公開競技	デモンストレーションスポーツ
性格・位置づけ	各年齢層にわたって普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技を実施	正式競技以外の競技を対象に、競技の普及、スポーツの推進、生涯スポーツ社会の実現の観点から実施することができる	正式競技及び公開競技以外の競技を対象に、幅広い世代の方が気軽に参加できるスポーツイベントを実施することができる
開催期間	原則11日以内 (9月中旬～10月中旬)	4日間を上限 (4月1日～大会会期内)	原則1日 (4月1日～大会会期内)
参加者	都道府県選手団	全国から参加	県内の在住者
実施競技	<ul style="list-style-type: none"> ■正式競技(37競技) ※記載省略 ■特別競技(1競技) 高等学校野球 	綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ダンススポーツ(8競技)	<ul style="list-style-type: none"> ○県スポーツ協会に加盟、又は同協会が推薦する競技・レクリエーション (例: ウォーキング、ペタンク、ソフトバレーボール、ビリヤード、かるた競技など)
	天皇杯・皇后杯得点対象 (特別競技は対象外)	天皇杯・皇后杯の得点対象としない	
競技の運営	○競技団体 ○会場地市町村	原則、中央競技団体が主導的に行う	県競技団体等が、会場地市町村の協力を得ながら行う
経費負担	県、市町村	当該中央競技団体	実施団体、県、市町村

全スポ実施競技

	正式競技	オープン競技
性格・位置づけ	障がいのある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与する	障がいのある方に広くスポーツを普及する観点から有効と認められるものについて、開催県が希望する種目を独自に実施することができる
開催期間	3日間 (国スポ本大会の直後)	1～2日程度
参加者	都道府県・指定都市選手団	全国から参加
実施競技	<ul style="list-style-type: none"> ■個人競技(7競技) 陸上競技(身体・知的)、水泳(身体・知的)、アーチェリー(身体)、卓球・サウンドテーブルテニス(身体・知的・精神)、フライングディスク(身体・知的)、ボウリング(知的)、ポッチャ(身体) ■団体競技(7競技) バスケットボール(知的)、車いすバスケットボール(身体)、ソフトボール(知的)、フットソフトボール(知的)、ブラインドベースボール(身体)、バレーボール(身体・知的・精神)、サッカー(知的) 	<ul style="list-style-type: none"> ■公募により選定された競技 【過去実施例】 ◆福井(H30) 3競技: ・卓球バレー(身体・知的・精神) ・車いすテニス(身体) ・ゲートボール(身体) ◆栃木(R4) 3競技: ・卓球バレー(身体・知的・精神) ・車いすダンス(身体) ・スポーツウエルネス吹矢(身体)
競技の運営	競技団体・県・会場地市町村	実施団体
経費負担	県、市町村	実施団体

第84回国民スポーツ大会 公開競技 会場地市町村第1次選定（案）

	競技名	種別	市町村	開催予定施設
1	綱引	全種別	浜田市	島根県立体育館
2	ゲートボール	全種別	出雲市	出雲健康公園出雲ドーム
3	武術太極拳	全種別	松江市	松江市総合体育館
4	パワーリフティング	全種別	出雲市	出雲だんだんとまとアリーナ (出雲市総合体育館)
5	バウンドテニス	全種別	出雲市	島根県立浜山体育館 (カミアリーナ)
6	エアロビック	全種別	安来市	安来市民体育館
7	スポーツチャンバラ	全種別	益田市	益田市民体育館
8	ダンススポーツ	全種別	安来市	安来市民体育館

公開競技の変遷

回	開催県	競技名	期	名称	
70	和歌山	【4競技】 綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ	第1期	国民体育大会	
71	岩手				
72	愛媛				
73	福井				
74	茨城	【5競技】 綱引、ゲートボール、 <u>武術太極拳</u> 、パワーリフティング、 グラウンド・ゴルフ	第2期		
75	鹿児島				
76	三重				
77	栃木				
78	佐賀	【7競技】 綱引、ゲートボール、 <u>武術太極拳</u> 、パワーリフティング、 グラウンド・ゴルフ、 <u>バウンドテニス</u> 、 <u>エアロビック</u>	第3期		国民スポーツ大会
79	滋賀				
80	青森				
81	宮崎				
82	長野	【9競技】 綱引、ゲートボール、 <u>武術太極拳</u> 、パワーリフティング、 グラウンド・ゴルフ、 <u>バウンドテニス</u> 、 <u>エアロビック</u> 、 <u>スポーツチャンバラ</u> 、 <u>ダンススポーツ</u>	第4期		
83	群馬				
84	島根				
85	奈良				

※下線は新規実施競技

第 84 回国民スポーツ大会公開競技に係る実施競技の中止について

1 概要

(公財) 日本スポーツ協会の令和 6 年度第 1 回国民スポーツ大会委員会において、令和 9 年第 81 回国民スポーツ大会本大会（宮崎県）から令和 13 年第 85 回国民スポーツ大会本大会（奈良県）までの間、公開競技としてのグラウンド・ゴルフ競技の実施を中止することが承認された。

2 実施競技について

・ 9 競技

(綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ダンススポーツ)

3 中止競技について

・ 1 競技

(グラウンド・ゴルフ)

4 理由

(公社) 日本グラウンド・ゴルフ協会の意向による。

第84回国民スポーツ大会・デモンストレーションスポーツ
実施競技及び会場地市町村 第1次選定（案）

	実施競技	主管団体名	市町村	開催予定施設
1	フットサル	(一社) 島根県サッカー協会	益田市	益田市民体育館
2	ビリヤード：ナインボール	島根県ビリヤード協会	安来市	Billiards&Café ARITTO

デモンストレーションスポーツ実施予定競技 概要

【デモンストレーションスポーツとは】

国スポ実施競技区分の一つで、国民のスポーツ推進と生涯スポーツ社会の実現を目的として、正式競技・公開競技以外の競技種目により実施される。

開催は開催県及び団体の任意で、天皇杯・皇后杯成績からは対象外。原則県内在住者が参加対象であり、開催年の4月～会期内に実施される。

実施競技は、県内に普及または普及する見込みがあり、県スポーツ協会の加盟団体または推薦された競技で、市町村及び競技団体が開催を希望している競技であれば様々な競技が実施可能。

1. フットサル



※とちぎ国体 デモスポ報告書より

1チーム5人で自由に交代しながら競技が行われる。サッカーに比べてピッチが小さい分、スピーディーなプレーや豪快なシュートを間近で楽しむことができる競技。

またボディコンタクトが禁止されているため、女性や子どもも参加しやすい競技である。

【会場予定地】	益田市民体育館（益田市）
【主管団体】	一般社団法人 島根県サッカー協会
【実施内容】	フットサル交流会
【実施目的】	国スポを盛り上げる。フットサルの普及発展に努める。

2. ビリヤード：ナインボール



※SAGA 国スポ デモスポ報告書より

ビリヤード・テーブルの上で球をキュー・スティックで突いて、競技点数を競う競技。

ナインボールは、最小番号の的玉から順番にあてて9番ボールをポケットした方が勝ちの競技である。

【会場予定地】	Billiards&Café ARITTO（安来市）
【主管団体】	島根県ビリヤード協会
【実施内容】	個人対抗戦（クラス別）
【実施目的】	ビリヤードを通じた健康増進・体力向上・地域の活性化

第29回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村 第2次選定（案）

	競技名 (※1)	独自	区分			市町村名	開催予定施設 (※2)	選定状況
			身	知	精			
個人競技	陸上競技		○	○		出雲市	県立浜山公園陸上競技場	第1次
	水泳		○	○		松江市	県立水泳プール	第1次
	アーチェリー		○			出雲市	出雲市内特設会場	第1次
	卓球・STT (※3)		○	○	○	松江市	くにびきメッセ (島根県立産業交流会館)	第1次
	フライングディスク	●	○	○		松江市	松江市営陸上競技場	第2次
	ボウリング			○		広島県 東広島市	賀茂ボール	第1次
	ボッチャ	●	○			出雲市	出雲だんだんとまとアリーナ (出雲市総合体育館)	第2次
団体競技	バスケットボール			○		松江市	松江市総合体育館	第1次
	車いすバスケットボール	●	○			松江市	松江市総合体育館	第1次
	ソフトボール			○		雲南市	雲南市内特設会場	第1次
	ブラインドベースボール (グラウンドソフトボール)	●	○			浜田市	三隅中央公園多目的広場 三隅中学校グラウンド	第2次
	フットソフトボール	●		○		出雲市	湖陵総合公園野球場・多目的 広場	第2次
	バレーボール			○	○	松江市 安来市	鹿島総合体育館 安来市民体育館	第1次
	サッカー			○		益田市	県立サッカー場 益田運動公園陸上競技場	第1次

(※1) 本県で開催予定の島根かみあり全スポの実施競技は、令和7年度中に(公財)日本パラスポーツ協会が決定する予定のため、今後変更となる可能性がある

(※2) 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、国スポに係る中央競技団体視察の結果等により、会場の追加・変更等が生じる場合がある

(※3) STT : サウンドテーブルテニスの略

第84回国民スポーツ大会 記録業務基本方針（案）

第84回国民スポーツ大会における競技成績等記録の収集、速報および総合成績の算出に関する業務（以下「記録業務」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民スポーツ大会開催基準要項」、「同細則」および「国民スポーツ大会記録情報処理要項」に基づき行うほか、次の基本方針により実施する。

1 記録業務の推進

県、会場地市町村および関係競技団体は、記録業務を分担し、相互に連携を図りながら、正確かつ迅速に記録業務を推進する。

2 記録本部の設置

県および会場地市町村は、記録業務を円滑に推進するため、それぞれ記録本部を設置する。

3 記録システムの使用

県は、記録業務を効率的に実施するため、競技成績等記録を正確かつ迅速に処理することのできる記録システムを使用する。

4 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 式典基本方針（案）

第84回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第29回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）の式典は、「国民スポーツ大会開催基準要項」、「同規則」及び「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」並びに「第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」及び「同基本構想」を踏まえ、「自分を超えろ、神話をつくれ」のスローガンのもと、「島根かみあり国スポ・全スポ」にふさわしい式典とする。

1 基本理念

- (1) より多くの県民が参加し、スポーツを「する、みる、ささえる」、さらには「しる、つながる、はぐくむ」の観点から、共感し体感できる式典とする。
- (2) 悠久の歴史や豊かな自然、多彩な文化・芸術など、島根の魅力を全国に発信し、来県者をおもてなしの心で迎えるとともに、参加者の記憶に残る式典とする。
- (3) アスリートファーストの視点に立ち、簡素化や効率化を図りながらも、参加者や環境への配慮などに創意工夫を重ねた、島根らしいコンパクトな式典とする。

2 式典の構成

式典は、国スポ及び全スポ（以下「大会」という。）の開・閉会式、各競技会の表彰式（以下「表彰式」という。）、炬火イベントで構成する。

(1) 大会の開・閉会式

国スポの総合開・閉会式は、「国民スポーツ大会開催基準要項第20項」に規定する式典、役員・選手団入退場等で構成する。全スポの開・閉会式は、国スポに準じた構成とする。

(2) 表彰式

国スポの表彰式は、「国民スポーツ大会開催基準要項細則第9項」の規定により構成する。全スポの表彰式は、国スポに準じた構成とする。

(3) 炬火イベント

炬火イベントは、開催に向けた機運を高める行事及び大会の開・閉会式で構成する。

3 式典の企画・運営

(1) 大会の開・閉会式

開・閉会式は、県が企画・運営に当たる。

(2) 表彰式

国スポの表彰式は、県が別に定める要項に基づき、会場地市町村が関係競技団体と協議の上、企画・運営に当たる。

全スポの表彰式は、県が会場地市町村及び競技運営主管団体と協議の上、企画し、会場地市町村及び競技運営主管団体が運営に当たる。

(3) 炬火イベント

炬火イベントは、別に定める要項に基づくものとする。

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針（案）

第84回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第29回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）及び一般観覧者の輸送については、道路及び交通の状況等に十分配慮しながら、安全かつ確実にを行うものとする。

1 参加者の輸送

(1) 全国輸送

ア 全国から来県する参加者の輸送については、各派遣元団体等で来県方法を決定するものとする。

イ 県及び会場地市町村は、関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努める。

(2) 開・閉会式の輸送

ア 開・閉会式における参加者の輸送については、県が会場地市町村及び関係機関等の協力を得て実施する。

イ 原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

(3) 競技会場の輸送

ア 国スポの競技会場における参加者の輸送については、会場地市町村が県及び関係機関等の協力を得て実施する。また、同一の競技を2市町村以上の会場地で行う場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町村が協議して実施する。

イ 全スポの競技会場における参加者の輸送については、県が関係機関等の協力を得て実施する。

(4) 指定集合地の設定

県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場における参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バス、タクシーその他の車両の乗降場として指定集合地を設ける。

2 一般観覧者の輸送

(1) 開・閉会式及び競技会場における一般観覧者の輸送については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、バス、タクシー及び鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

(2) 自家用車で開・閉会式会場及び競技会場への乗り入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況に応じて必要な制限を行う。

3 車両等及び駐車場の確保

(1) 参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。

(2) 車両の確保については、ユニバーサルデザインやバリアフリーに対応した車両の確保に努める等、障がい者等の移動に配慮する。

(3) 県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

4 交通安全対策

県及び会場地市町村は、期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 環境に配慮した運営

県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における参加者及び一般観覧者の輸送については、自家用車での乗り入れ自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるなど、環境に配慮した運営に努める。

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本計画（案）

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町村、関係機関及び関係団体等は相互に緊密な連携を図り、第84回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第29回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）の輸送・交通業務を円滑に推進する。

1 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送対象者は以下のとおりとする。

ア 大会参加者

- ① 選手団（選手・監督、役員）
- ② 大会役員
- ③ 競技会役員
- ④ 競技役員
- ⑤ 招待者
- ⑥ 報道関係者
- ⑦ 視察員
- ⑧ 式典出演者
- ⑨ 大会実施本部係員、大会補助員、大会協力者等
- ⑩ 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力者等
- ⑪ その他、県または会場地市町村が必要と認めた者

イ 一般観覧者

(2) 実施期間

[国スポ]

原則として開会式3日前から閉会式終了1日後までの間とする。ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、会場地市町村が別に期間を定める。

[全スポ]

原則として開会式2日前から閉会式終了1日後までの間とする。

(3) 業務の範囲

ア 全国輸送、開・閉会式輸送、競技会場地輸送及びその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所及び発着時刻を定め、計画的に行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として概ね2km未満の距離は行わない。

ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議の上、必要があると認められる場合は、この限りではない。

2 全国輸送

(1) 全国輸送計画の策定

県は、全国から来県する選手団等の全国輸送計画を策定する。

なお、計画の策定にあたっては、各都道府県等に対する来会意向調査を実施する。

(2) 全国輸送の範囲

[国スポ]

各都道府県出発地から宿舎の間とする。

[全スポ]

各都道府県出発地から指定乗降地（全国から来県する選手、役員等に示す来県・離県の際に利用する駅等をいう。以下同じ。）の間とする。

(3) 集合・解散の方法

選手団等の全国輸送は、自由集合・自由解散（鉄道、航空機、路線バス等の公共交通機関または自家用車等を利用して集合、解散することをいう。）とする。

なお、県は必要に応じて、列車の増発・増結、航空機の機体変更等座席の確保、その他の輸送上の便宜が図られるよう、関係機関及び関係団体等に要請する。

(4) 指定下車駅及び指定乗降地の設定

[国スポ]

県が会場地市町村と協議の上、宿舎の最寄り駅等から1か所以上を指定下車駅として設定する。

[全スポ]

県が、来県の利便性、駅構内及び周辺バス乗降場の状況、宿舎及び競技会場地へのアクセス等を勘案し、指定乗降地を設定する。

(5) 指定下車駅及び指定乗降地からの輸送

[国スポ]

指定下車駅と宿舎間の輸送は、輸送距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて会場地市町村が行う。

[全スポ]

指定乗降地と宿舎間の輸送は、輸送距離、道路交通事情ならびに選手、役員等の参集方法を勘案し、県が行う。

(6) 輸送案内

[国スポ]

県が主要拠点に設置する総合案内所及び会場地市町村が指定下車駅等に設置する案内所において行う。

[全スポ]

県が指定乗降地に設置する総合案内所において行う。

3 開・閉会式輸送

(1) 開・閉会式輸送実施計画の策定

県は、式典に係る各種計画を十分に考慮し、開・閉会式輸送実施計画を策定する。

(2) 開・閉会式輸送の範囲

[国スポ]

選手団等の指定集合地（計画バス輸送の起点・終点となる宿舎近くのバス乗降が可能な場所をいう。以下同じ。）と開・閉会式会場の相互間を範囲とし、原則として計画輸送とする。

[全スポ]

選手団等の宿舎または指定集合地と開・閉会式会場及び競技会場の相互間を範

困とし、原則として計画輸送とする。

(3) 指定集合地の設定

選手団等の計画輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員及び道路交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議して指定集合地を設定する。

(4) 指定集合地と宿舍間の誘導

[国スポ]

指定集合地と宿舍が異なる場合は、指定集合地と宿舍間の誘導を会場地市町村が行い、指定集合地において県に引継ぎを行う。

[全スポ]

指定集合地と宿舍が異なる場合は、指定集合地と宿舍間の誘導を県が実施する。

(5) 計画輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関及び関係団体等と協議の上、計画輸送経路を設定する。

(6) 添乗員の配置

計画輸送バスの各車両には、乗降時の誘導、乗車人員の把握及び事故発生等の緊急時における措置のため、原則として係員が添乗する。

(7) 一般観覧者の輸送

ア 公共交通機関を最大限に活用するとともに、主要鉄道駅及び臨時駐車場等からのシャトルバスの運行など必要な措置を講じて、円滑な輸送に努める。

イ 自家用車での来場は、原則として認めない。ただし、車椅子利用者等の輸送については、別途配慮する。

(8) 車両許可証の交付

会場周辺に乗り入れを認める車両は、一般車両と容易に区別ができるように別に定める許可証を交付する。

4 競技会場地輸送

(1) 会場地市町村輸送・交通業務指針の策定

[国スポ]

会場地市町村の競技会場地輸送業務を推進するため、県は、会場地市町村輸送・交通業務指針を策定する。

(2) 競技会場地輸送計画の策定

[国スポ]

会場地市町村輸送・交通業務指針に基づき、会場地市町村が競技会場地輸送計画を策定する。

なお、同一の競技が2市町村以上の会場地で行われる場合の選手団等の輸送は、関係市町村が協議の上、実施する。

[全スポ]

会場地市町村と調整を図り、県が競技会場地輸送計画を策定する。

5 円滑な輸送の実施

(1) 車両の確保

県及び会場地市町村は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、必要なバス及びタクシー等の車両の確保に努める。

なお、県は、緊急時に備えた予備車も含め、開・閉会式輸送及び競技会場地輸送に必要な車両台数を把握し、会場地市町村と協議の上、必要に応じて関係機関及び関係団体等に車両確保の協力を要請する。

(2) 公共交通機関の利用促進

県及び会場地市町村は、鉄道及び路線バスの増便・増発を要請するなど、関係機関及び関係団体等の協力を得て必要な輸送力の確保に努め、公共交通機関の利用促進を図る。

(3) 駐車場の確保

県及び会場地市町村は、道路交通事情や大会参加者及び一般観覧者の車両台数を勘案し、関係機関及び関係団体等の協力を得て駐車場の確保に努め、その効率的な利用を図る。

(4) 交通安全対策

県及び会場地市町村は、会場周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、駐車場及び乗降場における車両の誘導や交通規制等の必要な対策を講じるものとする。

なお、交通安全対策の実施にあたっては、地域住民等への広報活動を行い、協力を要請するとともに、交通案内標識、案内板等の設置及び各種広報媒体の積極的な活用により、円滑な通行を確保する。

6 輸送本部の設置

県は、輸送・交通業務を円滑に遂行するため、輸送本部を設置する。

7 環境に配慮した運営

県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における大会参加者及び一般観覧者の輸送については、自家用車での乗り入れ自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるなど、環境に配慮した運営に努める。

8 その他

上記のほか、輸送・交通業務に関して必要な事項については別に定める。

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針（案）

第84回国民スポーツ大会（以下、「国スポ」という。）及び第29回全国障害者スポーツ大会（以下、「全スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下、「参加者」という）の宿泊及び食事の提供については、国スポ及び全スポの参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、おもてなしの心で温かく迎えるとともに、次の方針に基づき行う。

1 宿 舎

- (1) 参加者の宿舎は、原則として、会場地市町村内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館で参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関・団体等と協議のうえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等及び近隣市町村の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上または安全対策上の理由により、支障があると認められた旅館等は利用しない。

2 配 宿

- (1) 国スポにおける選手・監督及び競技会に関わる役員（以下、「選手・監督等」という。）の配宿は、会場地市町村が行う。ただし、近隣市町村の旅館等に配宿する場合及び選手・監督を除く参加者の配宿は、県と会場地市町村が協議して行う。
全スポ参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 参加者の配宿は、以下のことに配慮して行う。
 - ① 選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して配宿する。
 - ② 選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況を配慮して配宿する。
 - ③ 全スポの選手・監督等については、障害特性を配慮し、利用しやすい宿舎に配宿するように努める。
 - ④ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督とは別に配宿する。

3 宿泊料金

- (1) 国スポ参加者の宿泊料金は、県準備（実行）委員会と旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。
- (2) 全スポ参加者の宿泊料金は、国スポ参加者の宿泊料金を基本とし、県準備（実行）委員会が決定する。

4 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた島根県のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会

宿泊基本計画（案）

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町村及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、第84回国民スポーツ大会（以下、「国スポ」という。）及び第29回全国障害者スポーツ大会（以下、「全スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者（以下、「参加者」という。）の配宿等の業務を円滑に推進する。

1 配宿業務の実施

(1) 宿舎に関する調査の実施

[国スポ]

参加者の配宿計画の作成に資するため、県と市町村が連携し、宿舎に関する調査を実施する。

[全スポ]

参加者の配宿計画の作成に資するため、県は、宿舎に関する調査を実施する。

(2) 宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は、各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。

(3) 仮配宿計画の作成

[国スポ]

仮配宿計画（会場市町村毎に参加者をどの宿舎に配宿するかシミュレーションを行い作成した計画をいう。以下同じ。）は、宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績及び宿泊意向調査に基づき、県と会場市町村が連携して作成する。

[全スポ]

仮配宿計画は、宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県は、仮配宿計画を作成する。

(4) 宿舎の充足対策

[国スポ]

仮配宿計画において、会場地市町村内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは参加者の収容が困難な場合は、会場地市町村が、公共施設等の転用（以下、「転用施設」という。）、民家の利用（以下、「民泊」という。）及び近隣市町村の旅館等の利用（以下、「広域配宿」という。）を行うなど、必要な充足対策を行う。

なお、充足対策が円滑に実施できるよう、必要に応じ、県及び会場地市町村等による連絡会議を設置する。

[全スポ]

仮配宿計画において、会場地市町村内の旅館のみでは参加者の収容が困難な場合は、県は、広域配宿を行うなど必要な充足対策を行う。

(5) 配宿計画の作成

[国スポ]

県と会場市町村は、仮配宿計画等に基づき、市町村毎の宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

[全スポ]

県は、仮配宿計画等に基づき、市町村ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

(6) 宿泊環境の整備

[全スポ]

参加者が快適に宿泊できるよう、県は、必要に応じて、宿泊支援用具等を準備するなど、宿泊環境の整備に努める。

2 宿泊料金の決定

[国スポ]

参加者の宿泊料金は、県、準備委員会及び実行委員会と旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

[全スポ]

参加者の宿泊料金は、国スポ参加者の宿泊料金を基本とし、旅館等の関係団体との協議し、県準備（実行）委員会が決定する。

3 宿泊本部の設置

[国スポ]

各都道府県及び会場地市町村との連携を密にし、宿泊の申し込み、変更及び取り消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県及び会場地市町村に宿泊本部を設置する。

[全スポ]

各都道府県及び会場地市町村との連携を密にし、宿泊の申し込み、変更及び取り消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

4 食事の提供

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた島根県のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

また、選手が十分に活躍できるよう、安全・安心で栄養バランスの良い食事の提供に努める。

5 弁当の調達

[国スポ]

昼食弁当については、県及び会場市町村が、必要に応じて調達斡旋を行う。

[全スポ]

昼食弁当については、県が、必要に応じて調達斡旋を行う。

6 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会

医事・衛生基本方針（案）

第84回国民スポーツ大会（以下、「国スポ」という。）及び第29回全国障害者スポーツ大会（以下、「全スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下、「参加者」という）の医事・衛生については、関係機関・団体等の協力を得て、清潔で快適な環境の下で十分な活躍ができるよう、次の基本方針に基づき行う。

1 医療救護

参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、応急処置及び医療機関への移送等の実施に必要な医療救護体制を整える。

2 防疫

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

3 食品衛生

参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舍及び食品取扱施設等の衛生管理体制を整えるとともに、食品衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

4 環境衛生

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより広く県民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本計画（案）

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本方針に基づき、県、会場地市町村及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、医事衛生業務を円滑に推進する。

1 医療救護対策

(1) 救護所及び救護本部の設置

選手・監督、役員、視察員、報道員等その他関係者ならびに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の傷病の発生に速やかに対処するため、開・閉会式会場、競技会場等に救護所を設置する。

また、必要に応じ医療救護業務を統括するため、救護本部を設置する。

(2) 傷病の発生時の対応等

傷病の予防に関する啓発及び発生時の患者への対応については、パンフレットの作成、配布等により、各都道府県、宿舍および医療機関等に周知徹底を図る。

2 防疫対策

(1) 防疫に関する知識の普及及び意識の啓発

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

(2) 健康診断の実施

会場における消化器系感染症等の発生予防のため、宿舍、弁当調製施設等の業務従事者を対象とした、保菌検査（検便）等の健康診断実施の励行に努める。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の啓発

食品に起因する衛生上の危害を防止するため、宿舍及び食品取扱施設の営業者等に対し、食品衛生に関する知識の普及及び意識のより一層の啓発を図り、あわせて自主的な衛生管理の向上を促す。

(2) 監視・指導の実施

宿舍や弁当調製施設など食品取扱施設を対象に、監視・指導を行う。

4 環境衛生対策

(1) 会場及び生活環境の美化

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、開・閉会式会場、競技・練習会場、河川・道路等公共の場所及び観光地等の清掃を実施するとともに、廃棄物の不法投棄の防止を図り、会場等の美化に努める。

(2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

競技会場等における廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。

(3) 宿舎の衛生対策

宿泊者が快適に過ごせるよう、宿舎に対して必要な指導等を行い、宿舎の衛生対策に努める。

(4) 飲料水の衛生対策

安全な飲料水を確保するため、必要に応じて水質検査等を行い、飲料水の衛生対策に努める。

(5) 衛生害虫等の駆除

生活環境の衛生保持を図るため、必要に応じて衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

(6) 動物の適正管理

会場及び宿舎等の周辺における動物による危害防止を図るため、動物の適正管理等の対策に努める。

(7) 受動喫煙防止対策

望まない受動喫煙が生じないように、競技会場等における受動喫煙防止対策に努める。

5 その他

上記のほか、医事・衛生業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会事務局

(島根県環境生活部島根かみあり国スポ・全スポ準備室内)

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地

TEL:0852-22-6096 FAX:0852-22-6833

E-mail: kokumin-sports@pref.shimane.lg.jp